

「日本健康教育学会誌」査読要領

編集委員会

2025年7月1日改正

1. 編集および査読プロセス

論文の投稿があった場合には、編集委員長またはシニアエディターによって一次審査が行われる。本誌のスコープに合わないものや出版に適さないと判断されたものは、査読を経ずに却下される。一次審査を通過した原稿は、編集委員長またはシニアエディターが担当編集委員を指名します。担当編集委員は、投稿論文として基本的な要件を満たしているかどうかを検討の上、2名の査読者を選定します。本学会非会員の方でも査読を担当することができます。編集委員長は、各原稿の出版に関し最終決定を行う責任を負います。編集委員会のメンバーは、査読者としての原稿に対するフィードバックやジャーナルの改善に向けた提案などを行う、アドバイザーの役割を果たします。編集委員長が投稿原稿の著者である場合は、編集委員会のメンバーが最終的な掲載適否の判断を行います。

2. 査読者の選定、査読期間、提案

査読者は、当該分野における専門知識、評判、他者からの推薦、または本誌における査読者としての経験に基づいて選出されます。査読依頼は論文投稿後3週間以内に行われます。査読者は著者名や所属を削除した論文の閲覧および査読結果の入力ができる画面にアクセスする権限が与えられます。なお、投稿論文の査読期間は3週間以内とし、依頼原稿の場合は編集委員会にて適宜設定をします。これらのスケジュールに遅延が予想される場合は、できるだけ早く編集委員会に連絡をする必要があります。

3. 査読レポート

本誌の方針として、査読者のコメントは原文のまま著者に送信します。ただし、査読者のコメントに不快な言葉や機密情報、出版への推奨事項が含まれている場合、本誌は査読者に相談することなく査読者のコメントを編集する権利を有します。

査読者は、投稿論文が原稿の種類に適した内容であり、健康教育ならびにヘルスプロモーション研究分野の進歩に寄与するものであるかを判断します（実践報告については「実践報告の査読にあたって」を併せて参照のこと）。投稿規程および執筆要領に沿っているかも判断します。本誌では査読者の先生に「教育的査読」をお願いしています。一般に「教育的査読」には様々な考え方があるようですが、リジェクトのための査読ではなくアクセプトのための査読と理解してください。ただし8項で示すように、本誌ではすべての投稿をアクセプトするというものではありません。

4. 採択基準

原稿が本誌の掲載要件を満たし、出版された際に本誌へ大きく貢献すると思われる場合、編集委員は本誌の掲載を推薦します。

日本健康教育学会誌に掲載される論文の採択要件は以下のとおりです。

- ・ 本誌の取り扱う領域内の内容であること。
- ・ 新規性および独自性があること。
- ・ 研究について技術的に厳密な記述がされていること。
- ・ 本誌の読者の関心が高い事項であること。
- ・ 当該分野において重要な発見であること。

原稿が本誌の採択要件を満たしていない場合、編集委員はリジェクトを勧告することがあります。

5. 査読における編集委員の守秘義務

本誌は未発表原稿の機密性を保持します。また、編集委員は以下を遵守します。

- ・ 査読者からの合理的な要求がない限り、査読者の身元を開示しない。
- ・ 原稿やその内容について、原稿や査読に直接関与していない人と議論しない。
- ・ 原稿のデータや情報を自らの研究や出版物に利用しない。
- ・ 自分自身や他の人の利益のため、あるいは個人や組織に不利益を与えるために、査読の過程で得られた情報を利用しない。

6. 査読者の守秘義務

査読者は、その責任の一環として未発表原稿の機密性を常に保持することに同意します。また、査読者は原稿の査読依頼を受けることにより、以下を遵守することに同意したものと見なします。

- ・ 原稿の査読における自身の役割を明らかにしない。
- ・ 原稿の著者に身元を明かさない。
- ・ 査読に直接関与していない人と原稿やその内容について議論しない。
- ・ 編集委員に許可を事前に得ることなく、第三者（ポスドクや博士課程の学生を含む）を査読に参加させない。
- ・ 原稿のデータや情報を自身の研究や出版物に利用しない。
- ・ 自分自身や他の人の利益のため、あるいは個人や組織に不利益を与えるために、査読の過程で得られた情報を利用しない。

7. 査読者の利益相反

利益相反は、査読者による原稿の公平な評価に影響を及ぼす可能性のある状況が顕在する、認識されている、潜在する場合に生じます。具体的には、著者と個人的または職業上の関係がある、著者と同じテーマまたは競合するテーマで研究をしている、研究やその出版物に金銭的な利害関係がある、以前のバージョンの原稿を見たことがある、等が含まれます。編集委員長は査読者を招聘する際に利益相反の回避に努めますが、潜在的なバイアスを必ずしも特定できるとは限りません。査読者は、利益相反がある場合は編集委員長へ申告する必要があり、編集委員長は申告に基づき最善の行動を決定します。

8. 研究倫理委員会

ヒトを対象とした研究については、原則として、研究倫理委員会の承認を得ているものとします。「実践報告」はこの限りではありませんが、本学会が制定した「実践報告論文に関する倫理的配慮ガイドライン」を遵守したものとします。

9. 本文中の利益相反

本文中の利益相反は、利益相反事項を加味して論文の内容を解釈するためのもので、論文の採否を決めるものではありません。

10. 論文の採否に関わる意見

査読者は、当該論文の採否に関わる意見は、編集委員会宛ての欄に入力し、著者宛て査読意見欄には入力しないでください。

11. 論文の判定

査読者2名から査読結果、査読意見が返送された後、担当編集委員はそれらを総合的に判断します。その際に担当編集委員としての査読意見を加えることもあります。集まった査読結果によっては担当編集委員の判断で第3査読者を選定し依頼することもあります。

編集委員会は、それらをもとに「採用」「条件付き採用」「再査読」「不採用」のいずれかの査読結果と査読意見を著者に送付します。「再査読」は問題が大きく、修正の結果を見るまで「採用」「不採用」が決められない場合の結果です。また、主に以下のような場合には「不採用」と判断します。

- ・ 大幅な修正が必要であるために1か月の期限、あるいは3回程度の査読のやり取りで採用の判断に至る見込みがない場合
- ・ 論文のテーマや内容が本誌の目的や研究分野から大きく外れる場合
- ・ 再調査や再実験などを行わなくては妥当な論文にならない場合

12. 著者による修正

著者に修正を求める場合には、修正論文、査読意見への対応状況の一覧を原則として1ヶ月以内に提出するよう連絡します。著者より申し出があった場合編集委員会の判断で修正期間を延長する場合があります。

13. 再査読の依頼

著者から修正論文等が投稿された際には、担当編集委員は、修正の内容を総合し、必要な場合に査読者に再査読を依頼します。前回査読結果において修正論文の判断を編集委員会に一任するとした査読者に対しても、編集委員の判断で再度査読を依頼することもあります。

14. その他の査読上の注意事項

1) ブラインド

本誌では原則として投稿者と査読者の双方向ブラインドの形で査読を行います。

2) 査読の回数

本誌の査読回数は原則として3回までとしています。ただし、3回目の査読の段階で、次回

の査読時には採用または条件付き採用の判定の可能性が高いと判断される場合は再査読の判定をしても構いません。その場合担当編集委員にその旨を理由とともにお伝えください。

3) 最終判定

編集委員会では複数名の査読者の判定を踏まえて総合的に最終判定を行います。検討の結果、査読者の判定と異なる判定になる可能性もあります。

4) 不採用判定後の再投稿

本誌では不採用の判定後に査読意見を踏まえて修正した原稿を改めて投稿することができます。再投稿された原稿の内容によっては同じ査読者に査読を依頼する場合があります。

5) 原稿の種類

本誌の査読において原稿の種類の変更を指摘することはほとんどありません。例えば、「原著」の水準に達していない場合、他誌では「資料」や「研究ノート」などの論文の種類に変更を要請する場合がありますが、本誌には「資料」や「研究ノート」に類する原稿の種類はないため、そのような場合は、原著の水準に至るための修正方針をお示しいただき再査読と判定いただくか、きわめて大幅な修正が必要な場合は不採用の判定をしてください。なお、本誌の「短報」は、ページ数が少ない原著論文としての位置づけであり、原著性については「原著」と同水準とみなします。論文の種類の詳細は投稿規程を参照してください。

以上

「実践報告」の査読にあたって

編集委員会

2023年6月1日制定

健康教育やヘルスプロモーションの実践は、日本健康教育学会の大きな使命です。多業種からの多職種が同時に参集する学会として多彩な実践が期待されています。このことから、本学会誌にとって、「実践報告」は「原著」と並んで大きな意味をもっています。つきましては、「実践報告」の査読においては、以下の内容をご理解の上、査読くださいますよう、よろしくお願いいたします。

本学会誌における「実践報告」論文

詳細は本誌[第20巻special号](#)およびその[巻頭言](#)を参照してください。

- ・ 健康教育やヘルスプロモーション活動の実践成果を報告するだけでなく、実践プロセスの整理・評価をととして課題を明らかにしてくれる論文です。
- ・ 以上の他、既存の理論、モデル、評価尺度などを参考に実践活動を行い、活用資源を紹介するとともに、理論、モデル、評価尺度などの使い勝手、利点、欠点などを報告する論文も含まれます。
- ・ 「実践報告」をきっかけとして新たな実践の形態が生み出されたり、その報告内容が新たな理論、モデル、評価尺度開発にヒントを与える可能性もあります。
- ・ 「実践報告」を読んだ会員や関係者が、それぞれ対象とする現場における展開をイメージでき、「なるほど、やってみよう」と思うようになることが期待されます。

「実践報告」論文の執筆要領

「実践報告」は、「原著」論文とは性質が異なるため、「実践報告」の抄録および本文の構成を以下のようにしています。「実践報告」の構成については、柔軟的に対応したいと考えております。不明な点がございましたら、編集委員会までお問合せください。

1. 抄録

本誌投稿論文の抄録は構造化する必要がありますが、「実践報告」では本文にあわせて、目的・事業／活動内容・事業／活動評価・今後の課題というまとめ方でもよいことにしています。ただし、実践報告も英文タイトルおよび英文抄録（250words 以内）は必要です（和文抄録は 600 字以内）。

2. 本文の構成

「実践報告」の本文の構成

本文	I	目的	事業や実践活動の目的
	II	事業・活動内容	事業や実践活動内容の説明、倫理的配慮等
	III	事業・活動評価	事業や実践活動の結果やそこから得られた成果等
	IV	今後の課題	実践の結果、次に行う際の注意点や今後似たような活動をする人たちへのアドバイス等
		謝辞	（必要な場合）
		利益相反	利益相反に該当しない場合でも、その旨を記載すること（例：利益相反に相当する事項はない）
		文献	執筆要領にしたがい、引用順に示す

3. 倫理的配慮

本誌が制定した「実践報告論文に関する倫理的配慮ガイドライン」を遵守し、投稿にあたっては、「実践報告論文の投稿にあたっての倫理的配慮チェックリスト」を作成して提出してください。